

令和5年度事務事業評価 審査経過

1. 事務事業評価対象事業数：83事業

- ・評価対象は、主要事業とする。
- ・主要事業の内、過年度の一次評価（担当課の評価）が「A目標を達成している」又は「B概ね達成している」については、2年毎に評価を行う。
- ・過年度に「評価調書を作成する必要がない」と認められた事業は評価対象外とする。
- ・指定管理事業等、複数年に渡る契約をしている事業については、翌年度に更新を控えている事業を評価対象とする。

2. 審査の経過

8/1	評価調書を作成しない理由書と評価調書の提出を各課へ依頼
8/17	評価調書を作成しない理由書の提出締切
8/24	評価調書の提出締切
8/31	評価委員長（副町長）が評価調書を作成しない理由書を審査
9/8	各評価委員（各部長）による事前評価を依頼
9/29	事前評価の提出締切
10/6	評価委員会を開催

3. 一次評価（担当課の評価）の内訳

評価対象事業	83事業	
①評価調書を作成した事業	77事業	
内訳	A：目標達成している	16事業
	B：概ね達成している	33事業
	C：半ば達成している	20事業
	D：わずかに進展している	3事業
	E：ほとんど進展がない	4事業
	※関連事業と併せて評価する事業	1事業
②評価調書を作成しない理由書作成	6事業	

4. 評価委員会の評価

評価対象事業	83事業	
①評価調書を作成した事業	77事業	
内訳	廃止	1事業
	継続	76事業
	改善等の意見 あり	30事業
	改善等の意見 なし	46事業
②評価調書を作成しなくてよいと認めた事業	6事業	